

令和4年度雇用保険料率のご案内

- ◆ 「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が令和4年3月30日に国会で成立しました。令和4年4月1日から令和5年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。
 - 令和4年4月から、事業主負担の保険料率が変更になります。
 - 令和4年10月から、労働者負担・事業主負担の保険料率が変更になります。
 - 年度の途中から保険料率が変更となりますので、ご注意ください。

<令和4年度の雇用保険料率>

(赤字は変更部分)

○令和4年4月1日 ~ 令和4年9月30日

事業の種類	負担者	② 事業主負担			① + ② 雇用保険料率
		① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	
一般の事業		3/1,000	6.5/1,000	3/1,000	9.5/1,000
(3年度)		3/1,000	6/1,000	3/1,000	9/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業		4/1,000	7.5/1,000	4/1,000	11.5/1,000
(3年度)		4/1,000	7/1,000	3/1,000	11/1,000
建設の事業		4/1,000	8.5/1,000	4/1,000	12.5/1,000
(3年度)		4/1,000	8/1,000	4/1,000	12/1,000

(枠内の下段は令和3年度の雇用保険料率)

○令和4年10月1日 ~ 令和5年3月31日

事業の種類	負担者	② 事業主負担			① + ② 雇用保険料率
		① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	
一般の事業		5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	13.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業		6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	15.5/1,000
建設の事業		6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	16.5/1,000

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

